

# 石川県公報

平成 26 年 8 月 1 日 (金曜日)

号 外

(第 66 号)

## 目 次

### 規 則

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (厚生政策課) 1

## 規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十六年八月一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(石川県事務委任規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

- 一 石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)別表第二保健福祉センター所長の項第九号
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和三十九年石川県規則第七号)第七条
- 三 麻薬中毒者入院費用徴収規則(昭和三十九年石川県規則第五十六号)第四条
- 四 石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(昭和三十九年石川県規則第七十九号)第二条第一項第一号及び第二項第一号
- 五 石川県訓練手当支給規則(昭和三十九年石川県規則第四十二号)第三条第一項第十一号
- 六 石川県県営住宅条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第七十二号)第四条第二号

(石川県税条例施行規則の一部改正)

第二条 石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四号の様式及び第三十四号の様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

